

IV. 研究員による考察

1. 網野武博研究員による考察

貴重な保育所における〈食育〉の実践

① 保育所における〈食〉の意義

保育所保育指針は、『乳幼児期の食事は、生涯の健康にも関係し、順調な発育・発達に欠くことができない重要なものであり、一人一人の子どもの状態に応じて摂取法や摂取量などが考慮される必要がある。』と述べている。保育所における食事、食生活、食行動は、養護と教育が一体となって行われる保育の中で、非常に重要な意味を持っている。つまり、集団保育の場ではあっても、一斉、画一的に「食を給する」営みではなく、個々の子どもの年齢、個性、特徴に沿った、そしてそこで構成されているグループの心理的社会的ダイナミクスが反映された食生活や食事の営みである。さらに、保育所のそれは家庭や親子関係から切り離された保育ではなく、家庭、保護者とともにその子どもの生活の何よりの基盤となり、養護と教育を通じてその発達を支え促す営みの一環として位置づけられる。一人ひとりの子どもにとって、それは「生活としての保育」という息吹をもたらす。それは、学校給食や組織・事業体規模でなされるいわゆる集団給食と必ずしも性格を一にするものではなく、一人ひとりと向き合った保育としての食事、食生活、食行動を意味する。前世紀末から今日に至る児童福祉法の数次にわたる改正をはじめとする保育制度、保育所の変革の動向や方向、並びに少子社会への対応にかかわる動向や方向の中で、保育所における食事に関連する重要な動きが続いている。その一つは規制緩和に関連する保育所調理員及び調理室必置の見直しの動きであり、もう一つは子どもの育成環境としての<食育>の推進に関する動きである。

② 「生活としての保育」と調理員、調理室

まず、前世紀末からすすみつつある地方分権改革推進会議や総合規制改革会議の動向は、保育所における食に深くかかわる課題を提示している。調理員及び調理室の必置規制緩和に関する動向は、まず児童福祉施設最低基準で定められている保育所の必置職員とされている調理員が必置規制の見直しの対象とされ、「調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。」とされた。さらに、その後総合規制改革会議は、調理室についても、必置規制の見直しを求めている。これに関しては、本協会が平成9年度の保育所入所児童健康調査として実施した「保育所における食事と健康」のなかで、保育所の意見を聞いている。調理の外部委託に関連する調査結果をみると、調理について望ましいと思われる基本的方向として、97.1%と殆どの保育所が各保育所で調理する方向を選択している。センター方式は1.4%、外部委託は0.4%に過ぎない。それから約6年を経た今回の調査結果をみると、調理員の必置について但し書きが加えられた今日においても、内部調理が94.3を占め、外部委託調理は

1.7%、外注は 1.9%に過ぎない。保育所に調理室は必要であるとする保育所は 90.9%であり、内部調理を実施している割合よりは低かったが、しかし 9 割以上の保育所が調理室の必置義務に賛同している。重要なことは、保育の内容としての食の意義である。そして、通常保育にあつては「生活としての保育」を踏まえた調理保育の意義はきわめて高い。

ここで調理保育という言葉を用いたが、本協会が早くも 1982 (昭和 57) 年の保育所健康管理実態調査において保育所給食管理実態調査を実施したが、その結果に基づく「保育所健康管理講座」第 III 卷『保育所の給食管理』(1988、日本保育協会刊) の中で、筆者はこの言葉を用いた。調理保育とは、子どもたちの「食べる」という場面に栄養士や調理員が保育士とともにかわり、子ども一人ひとりの、またグループの食事傾向や好み、問題点を知り、栄養、嗜好、食生活のあり方を保育に反映することである。その後、この言葉はむしろ幅広く用いられるようになり、子どもたちが調理に参加することを調理保育と呼ぶ場合も多くみられるようになった。後者の場合、昼食にかかわるその前後の食器や調理品の運びや盛りつけ、片づけなど様々な活動、さらには包丁を使ったり味付けをするなどの調理そのものを意味している。

「生活としての保育」を踏まえた調理保育の意義は、内部調理において深く理解認識されるものである。家庭生活と同じ基盤を持った食事、食生活、食行動を包含することのできる保育所保育は、このような状況の下で、より効果を発揮することができる。

規制緩和に関する議論の背景として、調理室が必置規制とされていることが多様な事業主体の保育所経営参入の障壁として指摘されるのであれば、それはむしろ本質的には逆の議論といえるのではないだろうか。必置規制の如何にかかわらず、乳幼児期の子どもたちの保育に不可欠な「生活としての保育」を重視するならば、内部調理を基本に置く保育所が、真に子どもの発育、発達、そして心身の健康に貢献し得る機能と力を発揮できるかを、私達は深く考える必要がある。このことは、第二の子どもの育成環境としての〈食育〉にも深く重なってくることである。

③ 次世代育成支援と食育

少子化が一層すすみつつあるわが国の状況を踏まえ、子育ての社会化の意義がますます認識されるようになり、その動向は近年「子育て支援」というキーワードに「次世代育成支援」というキーワードが加わるなかで、社会全体の課題として意識変革とともに行動改革が求められるまでに至っている。その動向の中で、近年子育て環境として〈食育〉の実践が時代の潮流となりつつある。

食育という言葉が普及することとなった背景についてふれる。一昨年から昨年にかけてまとめられた青少年育成に関する有識者懇談会の報告を受けて、昨年末内閣府青少年育成推進本部は「青少年育成大綱」をまとめた。この大綱において、食育に関して次のように記された。

『(「食育」の推進) 出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい

食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進する。』

同年6月、厚生労働省は「食を通じた子どもの健全育成（一いわゆる「食育」の視点から）のあり方に関する検討会」を設置し、数次にわたり会を開催し、議論をすすめている。その目的は、次の通りである。

『近年、子どもの食をめぐるのは、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されている。

また、親の世代においても食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していないとの報告がみられ、親子のコミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少している状況にある。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族の関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとし、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを進める必要がある。

このため、雇用均等・児童家庭局長が招集する検討会を開催し、食を通じた子どもの健全育成のあり方について検討を行うこととする。』

さらに、昨年6月に制定公布された次世代育成支援対策推進法を受けて策定された行動計画策定指針において、市町村等の地方自治体がすすめるべき計画の内容のひとつに食育の推進があげられた。その内容は、以下の通りである。

『朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている状況にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めることが必要である。』

以上ふれてきた背景が示唆していることは、子どもの育ちにみられる食をめぐる問題の深さ、その背景にある食にかかわる知識、技術を身につける基本的な場である家庭における食育の不十分さ、そしてこれからは家庭、社会のかかわりを通じてそれを意図的に進める重要性、とくに妊産婦や乳幼児期からの食育を推進する重要性である。

この主旨を、保育所保育という観点から受けとめるとき、むしろ保育界が既に深く浸透させつつある保護者とともに保育する環境づくり、地域子育て支援等の近年の役割が、この食育のありようと深く関連していたことが容易に理解される。行動計画指針では、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動についてふれているが、今回の調査では、食育の観点から調理室は必要かどうかを聞いている。予想通りでは

あるが、必要であるとする保育所は 85.1%にのぼり、まあ必要であるとする保育所を含めると 94.7%に達する。しかし、多くの保育所は、このような指摘をまつまでもなく、これまで意図するとせざるとにかかわらず食育を実践してきた例を数多くあげることができるのではないだろうか。

④ 保育所における食育の実践

本協会は、早くから保育所における食事に焦点を当てた調査を実施してきた。保育所入所児童健康調査は、1981（昭和 56）年に開始されたが、その 2 年目に、保育所の給食管理に関する調査が行われた。その内容は調査報告書並びに、先述のようにこの調査結果を踏まえてまとめられた『保育所の給食管理』に示されている。

既にこの時代、保育所は給食の方針として、過去重視されてきた栄養の改善や体力の増強を最重点とする保育所は減っており、約 7 割の保育所は望ましい食習慣づくりを最重点においていた。また、保育所給食開始以来原則とされていた 3 歳児以上については主食を家庭から持参させるという方針を継続している保育所は 7 割であった。

今回の調査結果ではその割合が約 57%となっている。この間の推移は、栄養や体力の基礎を固めるための給食管理から新たな給食管理の方向へと変化し食育の重要性を示唆するものであったといえる。飽食の時代と言われ、家庭における子育て機能の変化がしばしば指摘されていたこの時期、保育所におけるバランスある献立や食事行動、食生活を通じた生活習慣の形成、さらに家庭や保護者に対する栄養指導の重要性等々が、この調査を通じて明らかになったことは、意義あることであった。

さらにその後、本協会は 1996（平成 8）年の保育所入所児童健康調査で、あらためてこのテーマを取り上げた。その結果は、今日求められている食育の必要性と、その実践の方向を示しているものであった。ここであらためてその概要を述べてみたい。

子どもの健康にとって「食事・食生活」が最も重要と答えた保育所は、「心の安定」に次いで多く、4 割を越えた。そして保育所における食事の基本的方針として、楽しい食生活、健康な体づくりというグローバルな目標を重視している保育所が多かった。

今回の調査でも重視した保育所の家庭、保護者に対するかかわり方についてみると、保育所の食生活に関する方針が保護者に理解され、信頼されていると受け止めている保育所が非常に多いことが示されていた。筆者は、これらを踏まえ、『近年ますます親、保護者の親準備性の不足、家事や子育て上の知識不足、不安の高さなどが指摘される中で、保育所の食事、食生活にかかわる面での保護者とのかかわりの重要性が一層高まっていることが示唆された内容である。』と記した。

今回の調査では、食事あるいは献立、調理、食材などに関する保護者や子どものかかわりについて聞いている。家庭での食事の実態の調査や家庭指導を実施している職員は保育士が 67.6%と最も高く、必置義務のない栄養士が 32.8%と、調理員・調理師の 30.6%よりも高い。園児への栄養指導も保育士が 63.5%と最も高く、栄養士が 40.5%と、調理員・調理師の 37.4%よりも高い。栄養士や調理員が子どもたちに食材

や調理について説明をよくしている保育所は 20.9%、時々している保育所は 51.8%である。一方、献立について保護者の意見を取り入れている割合は 48.1%と、半数に達していない。いずれの場合も、民営保育所の方が公営保育所よりも栄養士、調理員・調理師の方が保護者と子どものかかわりに積極的である。

前回の調査においては、栄養士は、児童福祉施設最低基準で必置とされていないため、いまだ保育所に十分普及しておらず、食事に関する会議や話し合いに参加する割合や、子どもへの食事や栄養指導を中心に行っている割合など、他の職員よりも低いことが明らかにされていた。筆者は、今回の調査にあたって、この点でのその後の推移にも関心をもっていた。保育所における食育をすすめるにあたって、調理員とともに栄養士の役割は、保育士と同等に、時にはそれ以上に重要なものであると考えるからである。今回の調査では、これらの役割を果たす上で栄養士のウエイトが高まってきたことを示唆している。先に、必置規制の如何にかかわらず、乳幼児期の子どもたちの保育に不可欠な「生活としての保育」を重視するならば、内部調理を基本に置く保育所が、真に子どもの発育、発達、そして心身の健康に貢献し得る機能と力を発揮できるかを、深く考える必要がある、と述べた。調理員・調理師はいうまでもなく、栄養士もまた、必置規制の如何に関わりなく保育所専門職の一員としてかかわり、その職務を果たすことが、今後一層子どもの育成に貢献し得るであろう。